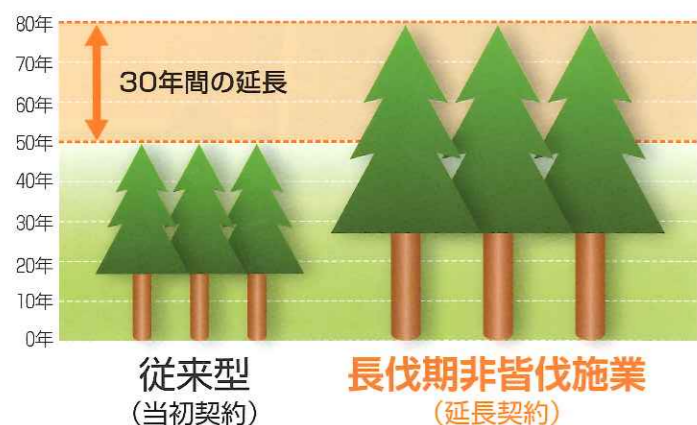


長伐期非皆伐施業へ移行する目的

◎長伐期非皆伐施業とは？

一般的に植栽された森林(=人工林)では伐採される林齢は50年ぐらいですが、これに対して伐採する林齢を概ね2倍程度の80年まで引き延ばす方法を長伐期施業といいます。伐期を延長することで、スギ、ヒノキ等の人工林を、一度にまとめて伐る「皆伐」ではなく、抜き切りや部分的な伐採を繰り返し行うことで、一度にまとまった面積の伐採地(裸地)を発生させない「非皆伐」施業を実施することができます。



当初契約に基づく皆伐施業の問題点

- ①現状の木材価格では十分な伐採収入が見込めないことから、伐採跡地の再造林が行われず裸地化を招くことが予想され、水源かん養や山地災害の防止、自然環境の保全など森林の持つ公益的機能の低下が懸念されます。
- ②会社が管理する県内人工林の林齢構成は平均的ではなく、31年生～40年生の森林が最も多くなっています。このことから、当初契約の50年程度で皆伐した場合には、出材量の集中によって需要と供給のバランスが崩れ木材価格の更なる下落を招くおそれがあります。

長伐期非皆伐施業のメリット

- 1 大規模面積を一斉皆伐しないことにより、森林の公益的機能の維持が図られます。
- 2 抜き切りや部分的な伐採を繰り返すことにより、木材販売収入がその都度見込めます。
- 3 年数を長期化することにより、小さな幹曲がり等の欠点が修正されるうえ収量の増加が見込めます。
- 4 木材市況や需要動向に合わせ、有利な時期の木材販売が可能となります。
- 5 長期間、会社が管理することにより、契約終了まで森林整備を継続して行います。
- 6 国や県からの財政支援が可能となり、公社経営が安定化します。

◎長伐期非皆伐施業と分収造林契約期間の延長

図の下段のように一定規模の森林を一度にまとめて伐採することを皆伐施業とありますが、長伐期非皆伐施業とは図の上段のように抜き切りや部分的な伐採を繰り返し、一度にまとまった面積の伐採(裸地化)を行わない施業方法です。

林業公社では分収造林契約の期間を50年間から80年間に延長し、長伐期非皆伐施業を中心とした事業を実施しながら森林経営の健全化と、森林の持つ公益性の持続的発揮に努めます。

非皆伐施業(長伐期化)の実施方法イメージ図



長伐期非皆伐施業へ移行